



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2026年4月28日（火）

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ
担当 横溝、竹本
内線 5031、5035
ダイヤル 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2026年4月号（No. 454）＞

ネットで依頼したロードサービスのトラブルにご注意！ ～業者を検索する前に、まずは保険会社へ連絡を～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、20歳代を中心にインターネットで調べて依頼したロードサービスに関する相談が寄せられています。

自動車のトラブルに慣れていない若者が慌ててインターネットを検索し、悪質な業者に依頼しているケースが多いものと考えられます。自動車保険にはロードサービスが付帯しているものも多くありますので、慌てて検索する前に、契約している保険会社に問い合わせましょう。

相談事例

- 旅先で自動車のタイヤがパンクしたので、インターネットに基本料金2,000円からと表示されていた業者に依頼したところ、作業後に85,000円もの請求を受けた。高すぎるのでクーリングオフしたい。
- 自動車が側溝にはまって動けなくなったので、インターネット検索で一番上に表示された業者に依頼した。その後、住民の方が助けてくれてサービスが不要になったことを連絡したら、キャンセル料15,000円の請求を受けた。ネットの広告には、到着前のキャンセルは無料と書かれていたのに、支払わなければならないか。

アドバイス

- 自動車の故障などが生じた際には、ネットで業者を検索する前に、まずは契約している損害保険会社や保険代理店などに問い合わせましょう。サービスを利用した後で保険金を請求しても支払いを受けられない場合がありますので、事前に対象となる内容等を確認しましょう。また、自動車保険にはロードサービスが付帯することが多くありますので、日頃から保険の内容をよく確認し、連絡先を控えておきましょう。
- サイト等の表示や電話で説明された料金をうのみにしないようにしましょう。故障等の状況によっては、必ずしもWebサイトの表示や説明どおりの料金になるとは限りません。どのような作業になるかといった具体的な契約内容や料金について、作業に入る前に必ず確認しましょう。また、依頼する際に、キャンセル料等についても確認しましょう。
- 請求された金額や作業内容に納得できない場合は、十分な説明を求めましょう。
- 不安や疑問に思った場合や、契約トラブルに遭った場合は、すぐに「消費者ホットライン☎188」に相談してください。

◇ 消費者ホットライン☎188（いやや！）
※身近な消費生活相談窓口につながります。